

最高裁総一第194号

(庶ろ-03)

平成27年2月23日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので，出席してください。

なお，随員として，高等裁判所事務局長を帯同してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成27年6月17日(水)及び18日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

| 日 時間 (曜日) | 9:30 ~ 12:00 | 12:00 ~ 13:00 | 13:00 ~ 17:00 | 協議終了後 |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 17日 (水) | 最高裁判所長官 挨拶 協議 | 昼食 休憩 | 協議 | 懇談会 |
| 18日 (木) | 協議 | 昼食 休憩 | 拝謁 | |

最高裁総一第195号

(庶ろ-03)

平成27年2月23日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので，出席してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成27年6月17日(水)及び18日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

| 日 (曜日) | 時間 9:30 ～ 12:00 | 12:00 ～ 13:00 | 13:00 ～ 17:00 | 協議終了後 |
|------------|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 17日 (水) | 最高裁判所長官 挨拶 協議 | 昼食 休憩 | 協議 | 懇談会 |
| 18日 (木) | 協議 | 昼食 休憩 | 拝謁 | |

最高裁総一第196号

平成27年2月23日

最高裁判所首席調査官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成27年6月17日(水)及び18日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

| 日 (曜日) | 時間 9:30 ～ 12:00 | 12:00 ～ 13:00 | 13:00 ～ 17:00 | 協議終了後 |
|------------|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 17日 (水) | 最高裁判所長官 挨拶 協議 | 昼食 休憩 | 協議 | 懇談会 |
| 18日 (木) | 協議 | 昼食 休憩 | 拝謁 | |

最高裁総一第197号

平成27年2月23日

司法研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成27年6月17日(水)及び18日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

| 日 (曜日) | 時間 9:30 ～ 12:00 | 12:00 ～ 13:00 | 13:00 ～ 17:00 | 協議終了後 |
|------------|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 17日 (水) | 最高裁判所長官 挨拶 協議 | 昼食 休憩 | 協議 | 懇談会 |
| 18日 (木) | 協議 | 昼食 休憩 | 拝謁 | |

最高裁総一第198号

平成27年2月23日

司法研修所教官 村 田 渉 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列して
ください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成27年6月17日(水)及び18日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

| 日 (曜日) \ 時間 | 9:30 ~ 12:00 | 12:00 ~ 13:00 | 13:00 ~ 17:00 | 協議終了後 |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 17日 (水) | 最高裁判所長官 挨拶 協議 | 昼食 休憩 | 協議 | 懇談会 |
| 18日 (木) | 協議 | 昼食 休憩 | 拝謁 | |

最高裁総一第199号

平成27年2月23日

裁判所職員総合研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成27年6月17日(水)及び18日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

| 日 (曜日) | 時間 9:30 ～ 12:00 | 12:00 ～ 13:00 | 13:00 ～ 17:00 | 協議終了後 |
|------------|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 17日 (水) | 最高裁判所長官 挨拶 協議 | 昼食 休憩 | 協議 | 懇談会 |
| 18日 (木) | 協議 | 昼食 休憩 | 拝謁 | |

最高裁総一第370号

(庶ろ-03)

平成27年3月30日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎

「高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」の一部改正について（依命通達）

2月23日付け最高裁総一第194号事務総長依命通達「高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」の一部を下記のように改正します。

記

別紙を別紙のように改める。

(別紙)

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成27年6月18日(木)及び19日(金)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

| 日 時間 (曜日) | 9:30 ~ 12:00 | 12:00 ~ 13:00 | 13:00 ~ 17:00 | 協議終了後 |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 18日 (木) | 最高裁判所長官 挨拶 協議 | 昼食 休憩 | 協議 | 懇談会 |
| 19日 (金) | 協議 | 昼食 休憩 | 拝謁 | |

最高裁総一第371号

(庶ろ-03)

平成27年3月30日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎

「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」の一部改正について（依命通達）

2月23日付け最高裁総一第195号事務総長依命通達「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」の一部を下記のように改正します。

記

別紙を別紙のように改める。

(別紙)

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成27年6月18日(木)及び19日(金)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

| 日 (曜日) | 時間 9:30 ～ 12:00 | 12:00 ～ 13:00 | 13:00 ～ 17:00 | 協議終了後 |
|------------|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 18日 (木) | 最高裁判所長官 挨拶 協議 | 昼食 休憩 | 協議 | 懇談会 |
| 19日 (金) | 協議 | 昼食 休憩 | 拝謁 | |

最高裁総一第372号

平成27年3月30日

最高裁判所首席調査官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
要領の変更について（通知）

2月23日付け最高裁総一第196号総務局長通知「高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」により通知した標記の開催要領が別紙のとおり変更になりました。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成27年6月18日(木)及び19日(金)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

| 日 (曜日) \ 時間 | 9:30 ~ 12:00 | 12:00 ~ 13:00 | 13:00 ~ 17:00 | 協議終了後 |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 18日 (木) | 最高裁判所長官 挨拶 協議 | 昼食 休憩 | 協議 | 懇談会 |
| 19日 (金) | 協議 | 昼食 休憩 | 拝謁 | |

最高裁総一第373号

平成27年3月30日

司法研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
要領の変更について（通知）

2月23日付け最高裁総一第197号総務局長通知「高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」により通知した標記の開催要領が別紙のとおり変更になりました。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成27年6月18日(木)及び19日(金)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

| 日 (曜日) \ 時間 | 9:30 ~ 12:00 | 12:00 ~ 13:00 | 13:00 ~ 17:00 | 協議終了後 |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 18日 (木) | 最高裁判所長官 挨拶 協議 | 昼食 休憩 | 協議 | 懇談会 |
| 19日 (金) | 協議 | 昼食 休憩 | 拝謁 | |

最高裁総一第374号

平成27年3月30日

司法研修所教官 村 田 渉 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
要領の変更について（通知）

2月23日付け最高裁総一第198号総務局長通知「高等裁判所長官，地方裁判
所長及び家庭裁判所長会同の開催について」により通知した標記の開催要領が別紙
のとおり変更になりました。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成27年6月18日(木)及び19日(金)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

| 日 (曜日) | 時間 9:30 ～ 12:00 | 12:00 ～ 13:00 | 13:00 ～ 17:00 | 協議終了後 |
|------------|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 18日 (木) | 最高裁判所長官 挨拶 協議 | 昼食 休憩 | 協議 | 懇談会 |
| 19日 (金) | 協議 | 昼食 休憩 | 拝謁 | |

最高裁総一第375号

平成27年3月30日

裁判所職員総合研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
要領の変更について（通知）

2月23日付け最高裁総一第199号総務局長通知「高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」により通知した標記の開催要領が別紙のとおり変更になりました。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成27年6月18日(木)及び19日(金)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

| 日 (曜日) | 時間 9:30 ～ 12:00 | 12:00 ～ 13:00 | 13:00 ～ 17:00 | 協議終了後 |
|------------|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 18日 (木) | 最高裁判所長官 挨拶 協議 | 昼食 休憩 | 協議 | 懇談会 |
| 19日 (金) | 協議 | 昼食 休憩 | 拝謁 | |

(庶ろ-15-B)

平成27年3月27日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 大須賀 寛 之

事 務 連 絡

6月18日(木)及び19日(金)開催の高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同において、別紙1記載のとおり協議テーマを定めるとともに、別紙2記載の所長にその意見表明をお願いすることにしましたので、地方裁判所長及び家庭裁判所長に伝達してください。

なお、管内に意見を表明する地方裁判所長又は家庭裁判所長を有する高等裁判所は、当該所長からなるべく簡潔にまとめた意見要旨(37字×26行で、A4用紙3～4枚程度をめどとする。)の提出を受けた上、これを4月17日(金)までに当職に提出してください。

おって、最高裁判所においては、会同当日の討議の参考としていただくため、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長あてに当該意見要旨を4月下旬頃までに送付する予定です。

(別紙1)

平成27年度長官所長会合協議テーマ (論点事項)

- 1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について
 - (1) 事件処理の実情及び課題
 - ア 各庁が認識している事件処理の実情及び課題はどのようなものか。
 - イ 実情把握及び課題認識に当たって部総括(ないし上席裁判官)にはどのような役割が期待されるか。実情はどうか。
 - ウ 上記の実情及び課題に対し、どのような方策を講じていくべきか。
 - (2) 本庁支部間の連携の現状と課題
 - ア 支部の実情を把握し、問題意識を共有するための本庁支部間の連携の現状はどうか。連携上の課題はどのようなものか。
 - イ 上記課題に対し、どのような方策を講じていくべきか。
 - (3) 裁判所全体として紛争解決機能を高めていくためにどのような司法行政上の方策を講じていくべきか。

- 2 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割
 - (1) 日常的な情報伝達、共有について
 - (2) 非常事態の見極めと所長の役割

(別紙2)

長官所長会同の意見表明者

- | | | | | | |
|---|-----|-----|---------|---------|------|
| 1 | (1) | ア | (民事) | 金沢地方裁判所 | 萩原秀紀 |
| | | | (刑事) | 広島地方裁判所 | 中本敏嗣 |
| | | | (家庭) | 仙台家庭裁判所 | 三村晶子 |
| | | イ | | 千葉家庭裁判所 | 大門匡 |
| | | (2) | | 松山地方裁判所 | 山口雅高 |
| 2 | | | 大阪地方裁判所 | 小佐田 潔 | |
| | | | 熊本地方裁判所 | 後藤 真理子 | |

平成27年度長官所長会同配布資料目録

- 1 会同日程
- 2 会同員名簿
- 3 会同席図
- 4 会同進行予定

平成27年度長官所長会同日程

| 日 時間 (曜日) | 9:30 ~ 12:00 | 12:00 ~ 13:00 | 13:00 ~ 17:00 | 協議終了後 |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 18日 (木) | 最高裁判所長官 挨拶 協議 | 昼食 休憩 | 協議 | 懇談会 |
| 19日 (金) | 事務的協議 | 昼食 休憩 | 拝謁 | |

平成27年度長官所長会合同員名簿

| | | | | |
|------------|---|---|---|---|
| 東京高等裁判所長官 | 倉 | 吉 | 敬 | |
| 大阪高等裁判所長官 | 菅 | 野 | 博 | 之 |
| 名古屋高等裁判所長官 | 岡 | 田 | 雄 | 一 |
| 広島高等裁判所長官 | 松 | 本 | 芳 | 希 |
| 福岡高等裁判所長官 | 荒 | 井 | 勉 | |
| 仙台高等裁判所長官 | 市 | 村 | 陽 | 典 |
| 札幌高等裁判所長官 | 金 | 井 | 康 | 雄 |
| 高松高等裁判所長官 | 福 | 田 | 剛 | 久 |
| 東京地方裁判所長 | 貝 | 阿 | 彌 | 誠 |
| 東京家庭裁判所長 | 田 | 村 | 幸 | 一 |
| 横浜地方裁判所長 | 奥 | 田 | 隆 | 文 |
| 横浜家庭裁判所長 | 三 | 村 | 晶 | 子 |

| | | | | | |
|-------------|---|---|---|---|---|
| さいたま地方裁判所長 | 小 | 泉 | 博 | 嗣 | |
| さいたま家庭裁判所長 | 古 | 田 | | 浩 | |
| 千葉地方裁判所長 | 原 | | | 優 | |
| 千葉家庭裁判所長 | 大 | 門 | | 匡 | |
| 水戸地方裁判所長 | 今 | 崎 | 幸 | 彦 | |
| 水戸家庭裁判所長 | 桐 | ヶ | 谷 | 敬 | 三 |
| 宇都宮地方裁判所長 | 野 | 山 | | 宏 | |
| 宇都宮家庭裁判所長 | 今 | 泉 | 秀 | 和 | |
| 前橋地方裁判所長 | 永 | 野 | 厚 | 郎 | |
| 前橋家庭裁判所長 | 小 | 林 | 敬 | 子 | |
| 静岡地方裁判所長 | 安 | 浪 | 亮 | 介 | |
| 静岡家庭裁判所長 | 山 | 口 | 裕 | 之 | |
| 甲府地方・家庭裁判所長 | 植 | 村 | | 稔 | |

| | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 長野地方・家庭裁判所長 | 藤 | 井 | 敏 | 明 | |
| 新潟地方裁判所長 | 都 | 築 | 政 | 則 | |
| 新潟家庭裁判所長 | 佐 | 藤 | 陽 | 一 | |
| 大阪地方裁判所長 | 小 | 佐 | 田 | 潔 | |
| 大阪家庭裁判所長 | 川 | 合 | 昌 | 幸 | |
| 京都地方裁判所長 | 小 | 久 | 保 | 孝 | 雄 |
| 京都家庭裁判所長 | 白 | 石 | 史 | 子 | |
| 神戸地方裁判所長 | 山 | 下 | 郁 | 夫 | |
| 神戸家庭裁判所長 | 岡 | 原 | | 剛 | |
| 奈良地方・家庭裁判所長 | 中 | 川 | 博 | 之 | |
| 大津地方・家庭裁判所長 | 西 | 田 | 眞 | 基 | |
| 和歌山地方・家庭裁判所長 | 佐 | 村 | 浩 | 之 | |
| 名古屋地方裁判所長 | 加 | 藤 | 幸 | 雄 | |

| | | | |
|-------------|---|----|-----|
| 名古屋家庭裁判所長 | 後 | 藤 | 博 |
| 津地方・家庭裁判所長 | 大 | 熊 | 一之 |
| 岐阜地方・家庭裁判所長 | 伊 | 藤 | 納 |
| 福井地方・家庭裁判所長 | 高 | 部 | 眞規子 |
| 金沢地方裁判所長 | 萩 | 原 | 秀紀 |
| 金沢家庭裁判所長 | 原 | | 啓一郎 |
| 富山地方・家庭裁判所長 | 黒 | 岩 | 巳敏 |
| 広島地方裁判所長 | 中 | 本 | 敏嗣 |
| 広島家庭裁判所長 | 生 | 野 | 考司 |
| 山口地方裁判所長 | 宇 | 田川 | 基 |
| 山口家庭裁判所長 | 林 | 田 | 宗一 |
| 岡山地方裁判所長 | 齊 | 木 | 敏文 |
| 岡山家庭裁判所長 | 山 | 崎 | まさよ |

| | | | |
|--------------|---|----|-----|
| 鳥取地方・家庭裁判所長 | 井 | 口 | 修 |
| 松江地方・家庭裁判所長 | 稲 | 葉 | 重子 |
| 福岡地方裁判所長 | 川 | 口 | 宰護 |
| 福岡家庭裁判所長 | 木 | 村 | 元昭 |
| 佐賀地方・家庭裁判所長 | 鈴 | 木 | 浩美 |
| 長崎地方裁判所長 | 田 | 中 | 俊次 |
| 長崎家庭裁判所長 | 毛 | 利 | 晴光 |
| 大分地方・家庭裁判所長 | 村 | 上 | 正敏 |
| 熊本地方裁判所長 | 後 | 藤 | 眞理子 |
| 熊本家庭裁判所長 | 遠 | 山 | 廣直 |
| 鹿児島地方・家庭裁判所長 | 大 | 須賀 | 滋 |
| 宮崎地方・家庭裁判所長 | 市 | 川 | 正巳 |
| 那覇地方裁判所長 | 阿 | 部 | 正幸 |

| | | | | |
|-----------------------|---|---|-----|---|
| 那 霸 家 庭 裁 判 所 長 | 小 | 池 | 勝 | 雅 |
| 仙 台 地 方 裁 判 所 長 | 秋 | 吉 | 淳 一 | 郎 |
| 仙 台 家 庭 裁 判 所 長 | 松 | 並 | 重 | 雄 |
| 福 島 地 方 裁 判 所 長 | 高 | 橋 | | 讓 |
| 福 島 家 庭 裁 判 所 長 | 堀 | 内 | | 明 |
| 山 形 地 方 ・ 家 庭 裁 判 所 長 | 林 | | 正 | 彦 |
| 盛 岡 地 方 ・ 家 庭 裁 判 所 長 | 村 | 山 | 浩 | 昭 |
| 秋 田 地 方 ・ 家 庭 裁 判 所 長 | 坂 | 口 | 公 | 一 |
| 青 森 地 方 ・ 家 庭 裁 判 所 長 | 小 | 野 | 洋 | 一 |
| 札 幌 地 方 裁 判 所 長 | 阿 | 部 | | 潤 |
| 札 幌 家 庭 裁 判 所 長 | 甲 | 斐 | 哲 | 彦 |
| 函 館 地 方 ・ 家 庭 裁 判 所 長 | 山 | 田 | 陽 | 三 |
| 旭 川 地 方 ・ 家 庭 裁 判 所 長 | 竹 | 内 | 純 | 一 |

| | | | | |
|-------------|---|---|---|---|
| 釧路地方・家庭裁判所長 | 樋 | 口 | 裕 | 晃 |
| 高松地方裁判所長 | 豊 | 澤 | 佳 | 弘 |
| 高松家庭裁判所長 | 本 | 多 | 俊 | 雄 |
| 徳島地方・家庭裁判所長 | 田 | 村 | | 眞 |
| 高知地方・家庭裁判所長 | 朝 | 山 | 芳 | 史 |
| 松山地方裁判所長 | 山 | 口 | 雅 | 高 |
| 松山家庭裁判所長 | 河 | 合 | 裕 | 行 |

平成 27 年度 長官 所長 会 同 席 図 (大会 議 室)

(高 裁 事 務 局 長)

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 高 松 (下 津) | 仙 台 (竹 内) | 広 島 (守 下) | 大 阪 (北 川) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|

(高 裁 事 務 局 長)

| | | | |
|-----------|-------------|-----------|-----------|
| 東 京 (渡 部) | 名 古 屋 (森 島) | 福 岡 (永 淵) | 札 幌 (坂 田) |
|-----------|-------------|-----------|-----------|

出 入 口

(高 松 地 (豊 澤))
 青 森 地・家 (小 野)
 秋 田 地・家 (坂 口)
 盛 岡 地・家 (村 山)
 山 形 地・家 (林)
 福 島 家 (堀 内)
 福 島 地 (高 橋)
 仙 台 家 (松 並)
 仙 台 地 (秋 吉)
 松 江 地・家 (稻 葉)
 鳥 取 地・家 (井 口)
 岡 山 家 (山 崎)
 岡 山 地 (齊 木)
 山 口 家 (林 田)
 山 口 地 (宇 田 川)
 広 島 家 (生 野)
 広 島 地 (中 本)
 和 歌 山 地・家 (佐 村)

(仙 台)

(広 島)

(高 松)

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|
| 高 松 家 (本 多) | 徳 島 地・家 (田 村) | 高 知 地・家 (朝 山) | 松 山 地 (山 口 雅) | 松 山 家 (河 合) | 釧 路 地・家 (樋 口) | 旭 川 地・家 (竹 内) | 函 館 地・家 (山 田) | 札 幌 家 (甲 斐) | 札 幌 地 (阿 部 潤) | 那 覇 家 (小 池) | 那 覇 地 (阿 部 正) |
|-------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|

(名 古 屋)

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------------|-------------|---------------|---------------|-------------|-----------------|---------------|---------------|-------------------|-------------|---------------|
| 富 山 地・家 (黒 岩) | 金 沢 家 (原 啓) | 金 沢 地 (萩 原) | 福 井 地・家 (高 部) | 岐 阜 地・家 (伊 藤) | 津 地・家 (大 熊) | 名 古 屋 家 (後 藤 博) | 名 古 屋 地 (加 藤) | 宮 崎 地・家 (市 川) | 鹿 児 島 地・家 (大 須 賀) | 熊 本 家 (遠 山) | 熊 本 地 (後 藤 眞) |
|---------------|-------------|-------------|---------------|---------------|-------------|-----------------|---------------|---------------|-------------------|-------------|---------------|

大 津 地・家 (西 田)
 奈 良 地・家 (中 川)
 神 戸 家 (岡 原)
 神 戸 地 (山 下)
 京 都 家 (白 石)
 京 都 地 (小 久 保)
 大 阪 家 (川 合)
 大 阪 地 (小 佐 田)
 高 松 高 (福 田)
 仙 台 高 (市 村)
 広 島 高 (松 本)
 大 阪 高 (菅 野)

(大 阪)

(高 松)

千 葉 家 (大 門)
 千 葉 地 (原 優)
 さい たま 家 (古 田)
 さい たま 地 (小 泉)
 横 浜 家 (三 村)
 横 浜 地 (奥 田)
 東 京 家 (田 村)
 東 京 地 (貝 阿 彌)
 札 幌 高 (金 井)
 福 岡 高 (荒 井)
 名 古 屋 高 (岡 田)
 東 京 高 (倉 吉)

(東 京)

(高 松)

大 分 地・家 (村 上)
 長 崎 家 (毛 利)
 長 崎 地 (田 中)
 佐 賀 地・家 (鈴 木)
 福 岡 家 (木 村)
 福 岡 地 (川 口)
 新 潟 家 (佐 藤)
 新 潟 地 (都 築)
 長 野 地・家 (藤 井)
 甲 府 地・家 (植 村)
 静 岡 家 (山 口 裕)
 静 岡 地 (安 浪)
 前 橋 家 (小 林)
 前 橋 地 (永 野)
 宇 都 宮 家 (今 泉)
 宇 都 宮 地 (野 山)
 水 戸 家 (桐 ヶ 谷)
 水 戸 地 (今 崎)

(福 岡)

(東 京)

(最 高)

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-------|---------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|
| 小 池 上 | 池 本 | 山 丸 | 鬼 浦 | 山 谷 | 大 千 谷 | 寺 田 長 官 | 櫻 井 | 岡 部 | 大 橋 | 小 木 貫 | 山 内 | 大 崎 谷 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-------|---------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|

家 二 課
 秘 参 事
 秘 参 事
 会 同 係

会 同 係
 総 参 事

広 報 秘 課 長
 家 庭 局 長
 刑 事 局 長
 行 政 局 長
 民 事 局 長
 經 理 局 長
 人 事 局 長
 總 務 局 長

事 務 總 長
 首 席 調 査 官
 司 研 所 長
 司 研 教 官
 總 研 所 長
 情 政 課 長
 審 議 官

行 二 課
 刑 二 課
 民 二 課
 人 参 事
 情 参 事
 總 参 事
 人 給 課
 人 任 課
 經 總 課
 經 主 課
 民 一 課
 刑 一 課
 行 一 課
 家 一 課
 上 調
 上 調
 上 調
 司 研 局
 總 研 部
 總 研 部
 家 庭 審

平成27年度長官所長会同進行予定

●第1日目 6月18日(木)

| 協議事項 | 意見表明庁 | 時間 | 備考 |
|--|---|------------------------------|-------------|
| 最高裁判所長官挨拶 | | 9:30～ 9:40 | 10分 |
| ○ 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について | | | |
| 1 事件処理の実情及び課題 | | | |
| (1) 各庁が認識している事件処理の実情及び課題はどのようなものか。 | (民事)金沢地裁(萩原) (刑事)広島地裁(中本) (家庭)横浜家裁(三村) (前仙台家裁) | 9:40～11:10 | 90分 |
| | | (11:10～11:30) | (休憩20分) |
| (2) 実情把握及び課題認識に当たって部総括(ないし上席裁判官)にはどのような役割が期待されるか。実情はどうか。 | 千葉家裁(大門) | 11:30～13:30 (12:00～13:00) | 60分 (昼食) |
| (3) 上記の実情及び課題に対し、どのような方策を講じていくべきか。 | | 13:30～14:30 | 60分 |
| | | (14:30～14:50) | (休憩20分) |
| 2 本庁支部間の連携の現状と課題 | 松山地裁(山口) | 14:50～15:50 | 60分 |
| (1) 支部の実情を把握し、問題意識を共有するための本庁支部間の連携の現状はどうか。連携上の課題はどのようなものか。 | | | |
| (2) 上記課題に対し、どのような方策を講じていくべきか。 | | (15:50～16:00) | (休憩10分) |
| 3 裁判所全体として紛争解決機能を高めていくためにどのような司法行政上の方策を講じていくべきか。 | | 16:00～17:00 | 60分 |

●第2日目 6月19日(金)

| 事務的協議事項 | 意見表明庁 | 時 間 | 備 考 |
|--|---------------------------------|---|--------------------------------------|
| <p>○ 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割</p> <p>1 日常的な情報伝達, 共有について</p> <p>2 非常事態の見極めと所長の役割</p> <p>○ 事務総局からの説明</p> | <p>大阪地裁 (小佐田) 熊本地裁 (後藤)</p> | <p>9:30~10:50</p> <p>(10:50~11:00)</p> <p>11:00~11:55</p> | <p>80分</p> <p>(休憩10分)</p> <p>55分</p> |

(※) 高裁長官 長官懇談 (予備室) 13:30~14:30
 地家裁所長 拝謁 (皇居) 13:10~14:40 頃
 高裁事務局長 事務連絡 (秘書課会議室) 13:00~16:05

意 見 要 旨

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

平成27年6月18日, 19日開催

協議事項（1日目（6月18日））

- 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

1 事件処理の実情及び課題

- (1) 各庁が認識している事件処理の実情及び課題はどのようなものか。

民事事件 金沢地裁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

刑事事件 広島地裁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

家庭事件 仙台家裁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- (2) 実情把握及び課題認識に当たって部総括（ないし上席裁判官）にはどのような役割が期待されるか。実情はどうか。

千葉家裁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

- (3) 上記の実情及び課題に対し、どのような方策を講じていくべきか。

2 本庁支部間の連携の現状と課題

松山地裁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

- (1) 支部の実情を把握し、問題意識を共有するための本庁支部間の連携の現状はどうか。連携上の課題はどのようなものか。

- (2) 上記課題に対し、どのような方策を講じていくべきか。

3 裁判所全体として紛争解決機能を高めていくためにどのような司法行政上の方策を講じていくべきか。

事務的協議事項（2日目（6月19日））

事務総長の司会進行により，以下の事務的協議が行われます。

○ 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割

大阪地裁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

熊本地裁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

1 日常的な情報伝達，共有について

2 非常事態の見極めと所長の役割

○ 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

1 事件処理の実情及び課題

(1) 各庁が認識している事件処理の実情及び課題はどのようなものか。

(金沢地裁)

1 部の機能強化

(1) 部の機能強化，その手段としての合議強化の重要性はこれまで議論されているところであるが，金沢地裁のような付合議を必要とする複雑困難事件が多くない地方においては，一般的に単独事件より審理期間が長くかかる合議事件を増やしてその処理体制を強化する必要があると感じることは少なく，東京のような中央と対比すると，合議強化に対する裁判官・書記官の意識は高くないと思われる。加えて，自分の係の事件は処理するが他の係が行うことには互いに干渉しないという意識は，裁判所全体に根強く残っており，部の機能強化の足かせになっている。

このような現状においては，まず部総括の理解と協力を得た上で，何のための部の機能強化であり合議強化なのかという原点を改めて訴え，議論を重ねていくことが必要である。その原点とは，裁判制度を利用する国民は，質の高い事件処理を望んでおり，そのためには，裁判官・書記官が，係単位で別個に事件を処理するよりも，部内で積極的に意見交換を行うなどして部全体の力を結集すればより質の高い事件処理を行うことが可能になる，合議強化は，合議事件への関与を通して部全体で事件を多角的に検討することができるようにするための一つの手段ということである。右陪席も積極的に合議に関与し，それをきっかけに単独事件の処理についても部内における意見交換が活発化すれば，部全体の事件処理の質は向上し，合議に関与した裁判官の資質の向上にもつながるということを繰り返し説明し，働きかけていくべきである。

(2) 当庁においては，遅ればせながら，昨年，合議・単独の振り分け基準を策定

し、合議事件の選定プロセスを見直すなど、合議強化の方策に着手したが、運用の面だけではかけ声にとどまる可能性があることから、庁内で意見交換を行い、本年2月、事務分配を変更した。すなわち、金沢地裁本庁民事部にはA・B二つの合議体（裁判官各3名）があるが、単独事件は、B合議の裁判長と右陪席が各週1開廷、A合議の裁判長が週1開廷、右陪席が週2開廷であり、その関係もあって、B合議はA合議より合議事件が多く配点されているなどアンバランスがあり、付合議の支障にもなっていた。そこで、単独事件週5開廷を週4開廷に減らして裁判長と右陪席の単独事件を全て週1開廷とし、減った単独事件の係書記官を合議事件の立会いに配置することとした。これにより、A合議の右陪席は合議に関与しやすくなり、全体として合議事件の数を増やすことも可能になり、さらには、合議事件は主任書記官が立ち会い平書記官は合議事件に関与しないというこれまでの書記官の意識を変えることも期待できる。

もっとも、合議強化の趣旨に沿う事務分配の変更という目に見える方策を行ったというだけであり、部総括、右陪席、左陪席の合議における役割をどのようなものにし、合議をどのように進めていくかなど、実践的な部分は今後の課題であり、他の係が行うことには互いに干渉しないという裁判所全体の意識を変えていくのは容易なことではない。部内において積極的に意見交換を行った結果、質の高い事件処理が実際に行われ、各裁判官・書記官がそのような実感を持つということになれば、部の機能強化の取組も意識改革も進んでいかなければならないと思われる。したがって、今後も、部の機能強化のための効果的な方策を検討するとともに、毎月1回行っている所長と裁判官の昼食会の場などを利用し、冒頭で述べた部の機能強化の原点を説明し、部総括のときに行った取組を話すなどして、働きかけを続けていくことが必要である。さらに、毎月行われている民事部裁判官の昼食会及び民事部裁判官と主任書記官以上の管理職の昼食会の場などでも、部総括を中心に、合議における各人の役割や合議の進め方などを議論してもらうこととしている。

2 争点整理手続の充実

(1) 金沢地裁の平成26年中の民事訴訟事件の平均審理期間は、既済事件も未済事件も全国平均より長くなっており、これを短くする必要があることは現場の裁判官も認識しているところである。審理の経過を見ると、ほとんどの事件で集中証拠調べは半日から1日で終了し、弁論終結から判決までの期間もそれほど長くないことから、争点整理手続（概ね弁論準備手続）に時間をかけていることは明らかであり、非効率に手続を進め無駄に期日を重ねているようなことがあるとすれば問題である。

もともと、審理期間の長さについて弁護士会などから問題が指摘されているわけではなく、争点及び争点に関する主張並びにそれに沿う書証の整理ができていないのに争点整理手続が終結されたことに対する不満の声を聞くことはある。個別の事件の記録を見ると、主張整理案の作成に努めている裁判官や、争点整理が漂流しないよう手続の途中で当事者に対する宿題及びその提出状況を弁論準備手続調書に記載している裁判官もいるが、特にそのような工夫をしている形跡が見られず、弁論準備手続終結段階で争点がどのように確認されたか明らかでないもののがかなりある。尋問調書や判決を見ても、裁判所と当事者の間で争点についての認識の共有ができていないのではないかと思う事例も散見された。

(2) 当職の高裁における経験に照らしても、控訴事件の審理が長引く事例の多くは、原審における争点整理が不十分なため改めて争点整理を行う必要がある場合であり、控訴審を含めた全体の審理期間という観点に立てば、一審の平均審理期間の長短よりも、一審の争点整理手続の中で、少なくとも終了時点で、裁判所と当事者の間において争点に対する認識が共有され、争点に沿った主張及び証拠が提出されていることが、裁判所の紛争解決機能としては重要と考える。そして、争点に対する認識が共有できているというためには、争点が明白で争点に沿う主張及び証拠が提出されていることが明らかな事案以外について、少なくとも争点整理手続の終了時点で、必ず当事者と争点を確認しそれを調書に記載するとともに、弁論準備手続の結果陳述の際に法廷で改めてそのことを確

認することが必要である。このことは、上記1で述べた毎月1回行われる裁判官との昼食会の場で経験談として話しているところであるが、さらに、民事部内の昼食会や個別の事件の処理について意見交換をする際に、実践的な争点整理の在り方及び取扱いを協議してもらうこととしている。

また、裁判所全体の研修や高裁単位の協議会などで具体的かつ実践的な争点整理の在り方が議論されれば、管内の裁判官を招集してその内容を検討させ、実践に移すことも考えられる。

- (3) 争点整理手続の充実には、当事者（弁護士）の理解と協力が不可欠であるが、弁護士には、当該事件の争点を十分に把握していない者がいるし、意図的に争点との関係が希薄な主張や書証を小出しにしてくる者も少なからずいる。いずれにしても、争点整理手続の在り方について、裁判所と弁護士会が意見交換を行い相互の理解を進めていくことは極めて重要である。

もともと、昨年から弁護士会が主催する若手弁護士の研修に民事部の裁判官が講師として出席するなど、若手弁護士との関係では円満な意見交換を行う土台が形成されつつあるので、民事部裁判官と弁護士会の民事弁護委員との間で、争点整理手続の在り方について率直な協議の場を設けるべく、そのような働きかけを行っているところである。開催するということになれば、その進め方及び協議結果の取扱い等を検討する予定である。

(広島地裁)

1(1) 広島地裁刑事部では、本年3月まで2か部2合議体態勢であったが、4月から2か部3合議体態勢となった。

(2) 広島地裁の裁判員裁判の特長としては、新受件数が比較的多く、1合議体当たりの新受累計件数は全国トップクラスであり、罪名別で見ると、殺人や傷害致死の重大事件及び性犯罪の比率が全国に比べて高いこと、否認率が全国平均を大きく上回り、責任能力を争う事件の割合が高いことが指摘できる。

そのため、事件処理の負担が重く、毎月連続的に複数の裁判員裁判対象事件を処理することが常態化し、目の前の事件処理に追われていたのが実情である。各裁判官は、それにもかかわらず、おおむね順調に処理できているとの認識であり、平成26年度は、職務従事期間が1か月から2か月の事件が4件あったこと、既済件数、特段の事件の著しい滞留・トラブルがなかった点をとらえれば、そのような認識も間違いとはいえないであろう。

(3) そうはいつても、迅速かつ充実した争点整理をはじめとする裁判員裁判の在るべき審理の実現の観点からは、多くの課題が指摘できる。

例えば、広島地裁では、自白事件及び否認事件のいずれも、平均公判前整理手続期間や平均実審理期間が全国平均よりも長い。審理期間の長期化の弊害については、改めて述べるまでもなく、深刻な問題と考えている。

その要因として、まず、公判期日が相当先まで既に埋まっていて、新しく期日を指定しようとしても早期に期日を指定することができないということがあったが、ほかにも、当事者側の問題として、検察官が慎重すぎて詳細に過ぎる証明予定事実記載書の提出や過剰な証拠請求をすとか、弁護人の主張立証方針の確定が遅いといった点が指摘できる。また、裁判所側の問題として、着地点を意識した進行計画を作り、当事者に何を検討、準備させ、進行を図るかという視点ないしは粘り強い働き掛けの努力が十分であったかとの疑問がある。

また、広島地裁では、平均開廷回数や平均取調べ証人数が、自白事件及び否

認事件ともに全国平均よりも多い。自白事件における証拠調べ時間及び人証時間も全国平均よりも長い。この点は、自白事件でも人証化が進んでいることのほか、統計上自白事件とされているが重要な情状事実が争われる事件があることなどが原因として指摘できるが、調書再現型の証人尋問になっていないか、無駄な証拠調べをしていないかとの疑問もある。

さらに、部総括からは、結果として、争点や証拠としての必要性が乏しかったものがあるとの意見を聞くことがあるが、公判前整理手続で問題を解消できなかったかとの疑問もある。

以上を踏まえると、充実した争点整理をしているか（争点と証拠が過剰なものとなっていないか、争点整理段階での裁判所の検察官及び弁護人に対する働き掛けが不十分でないか）、事案の核心を捉えた公判審理をしているか（争点及び証拠の整理が不十分で事件の核心について共通認識がないために無関係な尋問等がされていないか）を懸念している。現場からは、当事者が対応してくれないという話をよく聞くが、当事者側の問題はあったとしても、むしろ裁判所側に適切な働き掛けができていないのかを問題とすべきである。

(4) さらに、裁判員裁判対象事件の処理を優先した結果、裁判員裁判非対象合議事件、単独事件の期日指定や法廷確保等にかかなりのしわ寄せがきていたこと、多忙な実情にあったとはいえ、2か部間での連携が不十分であって、公判前整理手続、公判審理、評議、判決などをどう考えるかという検討が十分できておらず、それらの点の在るべき姿が刑事部全体としての的確にイメージされていなかったこと、そのため、検察庁や弁護士会に対する働き掛けが明確さを欠き、奏功しなかったこと、高裁所在地の地裁としての役割発揮も不十分にとどまっていたことなどが指摘でき、かなり課題を残している。

2(1) 広島地裁では、本年4月から合議体が増え、裁判員裁判法廷も増設されたので、裁判員裁判の公判期日が入りにくい問題、裁判員裁判非対象合議事件や単独事件の処理へのしわ寄せは基本的に解消されるものと思われる。まずは、3合議体態勢の下で全体として円滑な事件処理が進められるかを

注視したい。

- (2) 従前から、事件処理や各種協議会等を通じて在るべき裁判員裁判に関する問題意識は持っており、その実践や改善の意欲がなかったわけではないが、なお不十分な点や多忙を理由に取り組みなかった点が多くあった。今後は、諸課題に積極的に取り組むための方策として次のとおり考えており、所長としても、適切な支援や働き掛けをしていきたい。

これまで、所長、事務局長及び首次席等幹部職員、刑事部各裁判官及び職員間で事件処理状況に関する統計とその分析結果を通じた自庁の事件処理の問題点の認識の共有が十分でなかったと思われることから、部総括連絡会その他の機会を通じて、認識の共有をまず実践したい。

何よりも公判前整理手続期間の短縮を図るなどして、審理期間の長期化を解消するための取組をしなければならない。そのためには、争点整理の充実が最大の課題である。否認事件が多いのは事実であるが、その中には、争点整理の工夫により自白事件に転じた事件もかなりあるようなので、この工夫を継続させたい。また、否認事件は個別性が強いが、それでも、責任能力を争う事件など審理が長期化しがちな事件を中心に類型別に効果的な争点整理の方法がないか部内で検討したい。

事件終局後、部単位で裁判官による事件反省会を行っていたが、その結果は刑事部全体で共有されていなかった。今後は、各部の検討結果を持ち寄って情報を共有し、かつ、終局した事件を素材に具体的な実施例を相互批判的に検討することによって問題点の認識、在るべき裁判員裁判のイメージ把握につなげ、その結果を実際の訴訟運営に生かすとともに外部との協議にも役立てるようにしたい。

施行後6年となる裁判員裁判の実践や成果を踏まえて、裁判員裁判非対象事件の審理、判決等の在り方も検討すべき段階に来ているが、その機運がまだ十分できていないので、各裁判官に働き掛けたい。

裁判官は、管内及びブロック協議会などに出席しているが、当庁の実情紹

介や改善の工夫についての意見表明が少なかった感があるので、その点も意識して改善を図りたい。

- (3) 広島地裁では、検察庁や弁護士会への働きかけの場として、事件終局後に確定事件を対象として行っている法曹三者反省会のほか、第一審強化方策広島地方協議会、刑事手続協議会、法曹三者協議会がある。しかし、検察庁や弁護士会は改善への関心が低く、裁判所側も提示すべき明確な方針を確立していなかったため、余り意味のあるものとなっていなかった嫌いがある。今後は、裁判所内部でもっと在るべき刑事裁判についての共通認識を形成した上で、法曹三者協議会をメインに据え、開催回数を増やし、年間計画を立てて裁判員裁判の現下の課題を意識したテーマを選定し、裁判所の問題意識や取組を伝えて協力を求めるなどの働き掛けを行い、成果を上げていきたい。さらに、争点の設定の仕方や争点に焦点を当てた主張・立証の在り方についての裁判所の基本的な考え方を検察官、弁護人に伝えて認識の共通化を図るため、弁護士会研修への裁判官講師派遣や、法曹三者による模擬評議の実施を検討している。

1 調停事件の処理

(1) 実情

当庁においては、マトリクスによる裁判官が関与すべきポイントの整理を受け、各裁判官が、果たすべき役割を意識した上で調停を運営する主宰者としての自覚をもって事件処理にあたるよう努めており、かかる意識は定着していると思われる。裁判官、書記官、調査官が定期的集まる家事連絡会などで、調停運営に裁判官が効果的に関与することにより、調停委員会の機能を高め、手続利用者のニーズに応えるという視点に立ち、調停委員にその事案の問題点と核となるポイントを意識させて、期日に行うべき事柄や方針について確認、指導する態勢で臨むことを確認している。

調停委員とは対面評議のほか、調停委員が作成した調停経過メモに基づき、裁判官欄に指示等を書き込む書面評議を行っている。なお、必要性を個別選別する者もあるが、基本的には第1回期日直前に5分程度の時間で、調停委員と顔を合わせ、今後の進行や方向性などを確認していることが多い。その後は、期日後に作成された経過メモに、聴取確認すべき事項、対立点に関する意見、対面評議すべきタイミングの指示、進行方針などについて記載し、調停委員会として方向性の認識の共有化を図り、調停委員をコントロールしながら調停を進行している。事件期日とは別の日に、調停委員が裁判官室を訪れ、評議をすることもある。

また、調停委員に対して、調停運営についての裁判官の積極的な関与の意味及び関与すべき場面についての理解を求めべく、研修などを行っている。

(2) 課題について

調停の充実についての意識は上記のとおりであり、この意識は定着しているが、問題は、実際の事件処理の場面に即し、裁判官が効果的関与を実現する手段が適切に機能しているか、また効果が上がっているかという点である。

遺産分割や養育費、婚姻費用分担請求事件等、進行や聴取事項等が比較的

定型的な類型の事件においては、調停委員と裁判官との間に問題とすべき論点について共通認識ができているため、調停の充実化は比較的实现していると思われる。しかし、子の監護に関する事件等、上記以外の進行等を定型化しにくい事件においては、調停委員による十分な事情聴取がなされていないにも関わらず、調査官関与が相当な場面であると考えた調停委員から、調査官の期日立会や調査官調査を検討するための評議の申出がされるという場面も見受けられる。

また、積極的に評議をしているが、書面評議を充実するためには、適切な事情聴取がされ、それが的確にメモに反映されていることが必要であるところ、調停委員によってその記載内容にばらつきがあるのが実際のところであり、充実した評議にならず、適切な調停の進行が妨げられることもある。調停委員によっては、一般的な家事法の手続に関する相談のために評議申出をしたり、あるいは単純な感情調整の範囲内の事柄についてアドバイスを求めるなど、実際は、対面評議の必要性までではない場面での評議申出もあり、他の必要な評議に支障が生ずることもある。また、評議待ちの時間で事件の進行が妨げられることもある。

裁判官としては、調停の主宰者として、調停委員、調査官、書記官という家裁の専門的な人的資源の活用について指導的役割を發揮するという感覚が求められており、各職種を積極的に活かすという意識を持つことが必要であろう。調停委員の質の向上については、各種研修実施はもちろんのこと、具体的事件において、役割分担を明確化することを意識した評議の実践や、調査官や書記官との日常的意見交換などによる実質的なOJTも効果があると思われる。調停委員との意見交換会を行っているが、現在は形式的になっていることから、具体的事例を裁判官が話した後に自由に意見交換する等実践的なものにするなどを検討している。

また、現在、調査官の中核的役割についての具体的適用場面、具体的活用例、その効果、意義について認識を持つための方策として、各職種が共同して

調査官の調査メニューという具体的な活用例の書面作成を検討しており、このような取組みを通じて具体的に各職種の連携、役割認識の共有化を図りたいと考えている。

さらに、評議の運営改善を行うにあたって、書記官は果たすべき役割も再検討する必要があると考えており、これらについて順次、取組を進めたい。

2 後見監督等事件について

(1) 現状

事件の累積的増加とともに、後見人の不正事案が依然発生しているという状況下で、当庁においては、後見監督について実効的かつ合理的な事務のあり方の検討の必要性を認識し、積極的に検討する取組に早期に着手した。親族後見人による不正を防ぐという観点から、一定額以上の流動資産を有する案件については、専門職の選任又は後見制度支援信託の活用を目指している。

当庁においては、制度導入時の弁護士会の抵抗が強かったことから、専門職の活用に偏っている状況であったが、順次、信託の活用を進めている。いまだ信託の利用率が伸びていないことは課題であるが、新件については、丁寧な手続案内を行い、後見人説明会の開催を開始するなどして、信託の定着を図る努力をしている。

事務処理の合理化という観点とともに、後見人と被後見人が同居しているような事案における支出の区別の困難性や、一定程度のずれの発生が不可避的である

後見事務の実情，身上監護を担いながらの親族後見人の負担への考慮，裁判所として最終的に後見人に対しとるべき対応の内容等も考慮した結果である。

(2) 課題について

今後の課題は，後見監督において裁判所が果たすべき最低限の責任とは何かということについての認識が，本庁支部を通して，関係職種間（裁判官と書記官，裁判官同士，書記官同士）でどこまでできているのか，上記の新たな監督方策についての必要性，有用性についての意識が担当者に広く定着するかという点である。

上記の取組は，本庁が主導的に検討を重ねて行ってきたものであるが，支部にはその検討過程の情報が適切に伝達しなかったことに加え，支部は人的に手薄なこともあって，本庁の検討結果を待つ姿勢が強いという傾向があり，合理化の必要性の認識にかなりの温度差があり，合理化方策について一般論としては了承を得たが，真に得心がいつているとは言い難い状況にある。また，震災孤児の未成年後見事案を含め，不正事案が複数件発生しているために，リスク回避のため，慎重な事務処理に固執しようとして合理化に消極的な意向も見られる。

しかし，後見監督事件の処理は，組織として統一的な処理を行うべきものであり，後見人に対する指導監督や信託の利用推進実施などは，担当者個々人が自信をもって共通の対応をすることができる態勢作りをする必要がある。

そのためには，関係者全員が納得して事件処理を行うことができるよう，担当者の協議会を地道に重ねる必要があると考える。今年1年をかけて新しい後見監督のあり方の事務処理要領等を作成することを計画しているが，検討計画予定を管内全体で共有しながら，定期的会合で疑問点や不安点を出し合う過程を経ることが必須であると考えている。支部によっては，本庁との距離や他の事務処理への支障を理由に，本庁における協議に参加することに躊躇を示すが，できるだけ便宜を図り，理解を得て実施したい。

なお、検討過程においては、管内で発生した不正案件など具体的な材料を用いて不正の端緒と対処方法についての認識を共有化し、また、監督に難渋している案件などを持ち寄って全体協議をするなどして、担当者の交代に左右されない事務処理態勢の確立を図るべく組織的に取り組みたい。

(2) 実情把握及び課題認識に当たって部総括（ないし上席裁判官）にはどのような役割が期待されるか。実情はどうか。

(千葉家裁)

1 部総括等に期待される役割

第一審の部総括（ないし上席裁判官）（以下「部総括等」という。）は、裁判の第一線に立って、合議事件や単独事件の処理をするとともに、部の運営や庁全体の運営に当たって、係属事件の実務上の問題点、部や庁の抱える物的、人的問題点等を踏まえて、課題を設定し、解決のための対応策や施策を実行していく上で、指導的・中心的役割を果たすことが予定され、期待されている立場であると考えられる。この立場は、司法にとっての生命線ともいえるべき裁判の独立を堅持しつつ、個別事件処理を円滑に行う上で必要な手続外的調整を図るという重要な使命にも裏打ちされているものといえよう。

さらに、所長が事件処理の実情を把握し、課題を認識する上で、また、当該課題を克服すべく施策を実施するに当たり、最も重要な役割を担うべきであるのは、部総括等であって、近い将来に所長として司法行政を担う上でも、上記役割を果たす姿勢を身に付けておかねばならないであろう。

これを具体的にみるならば、部総括等は、自らの単独事件や合議事件処理に当たって司法行政面（例えば、警備、裁判員対応、広報対応等）からの関心を持つ（第一段階）だけではなく、陪席の事件を含めた部全体の運営に配慮し（第二段階）、さらには、庁全体そして司法全体について問題意識を持つ（第三段階）に至ることによって、上記役割を十全に果たせていることになるのではなかろうか。

2 実情

現実には、部総括等は、担当する具体的事件の処理に一見すると関わらないように見える対応策や施策について、個人差はあるものの、概して、その取組状況や実施していく上での課題等を把握しようとの意識が高いとはいえないように見受けられる。換言すると、部や庁全体の事件処理状況を把握し、問題点を見いだ

し、自らが行い得るものと組織的に行うべきものを選別して、対応策等を検討していく姿勢に総じて乏しいと思われる。最高裁事務総局が示す施策についても、直接事件処理に関わる場合には、一定のコミットはするが、そういった司法行政上の事柄は、事務局・事務総局に任せて、自らは裁判に専心しようとしがちである。これでは、前記第一段階にとどまっているのみならず、個別具体的事件処理に当たっての司法行政面への関心すら持てていないのではないかと危惧される。

このような意識が定着してきてしまった背景には、司法行政面も担うことが想定されている裁判部が、個々の事件処理に専念する過程で、裁判の独立に由来する裁判事項への不可侵という意識と相まって、司法行政に対する関心を薄れさせてきたという面があるのではないかと思われる。

しかしながら、司法に対する様々な要請やそれに伴う関心がますます強くなっている中で、具体的な事件処理の速度と質を高めるためには、当該事件における警備や広報対応等はもちろん、部の適切な運営、更には庁の運営に係る必要情報として事件処理状況を把握し、それを基に課題を見いだして、当該課題を具体的に意識し克服していく作業は、当然に必要となってくることといえよう。

3 方策等

部総括等が事件処理の実情把握及び課題認識を的確に行えるようにするためには、そのように動ける、又は動かざるを得ない環境を整備していくことが必要であると考え。また、部総括等になる前の段階で、司法行政を担う適切な意識を身に付ける機会を得ておくことも大切であると考え（後述する合議充実強化や一定の中心的役割付与のほか、部総括等になる前に支部長を経験することは、上記環境下に置かれることになるため、積極的に推進されるべきものであろう。）。

さらに、所長が部総括等に対して、目的意識をもって、必要な情報を伝達し、その情報の持つ意味を理解させ、当該部総括に特命事項を託すことが、在るべき部総括等としての意識醸成のための鍵になるものと考え。この点は、正に所長の立場でこそできる働き掛けであり、すぐにでも実行可能なことであろう。

地方裁判所刑事部では、裁判員制度の導入が上記環境整備の役割を一定程度果

たしているように思われるところであるが、自己の従前の経験等に照らして、以下、地方裁判所民事部及び家庭裁判所における方策等につき、東京地裁民事部と千葉家裁での例を御紹介することで具体的に敷衍し、御批判を仰ぎたい。

(1) 地方裁判所民事部

東京地裁民事部で例にとると、専門部では、当該専門分野において対外的注目が集まるため、おのずから事件処理状況を把握する必要に迫られ、課題も比較的設定しやすい。しかし、通常部の場合には、過去に審理充実の観点からの試みはあったものの、個々の部に係属している大型事件の処理や長期未済事件の早期処理などということが当面の課題としては考えられるにもかかわらず、それぞれの部で、部全体の課題として意識化しつつ、取り組むまでには至らないことが少なくなかった。また、裁判の独立と錯覚してか、民事部全体はおろか、他の部が行っている取組などには関心が薄く、当該部の中に閉じこもる傾向（いわゆる蛸壺化）も否定できなかつた。

そこで、いわゆる新合議態勢の下、部総括の単独事件負担を軽減した上で、裁判長として合議事件処理へ傾注できるよう、そして部の運営という司法行政面に力を振り向けられるようにするという態勢整備を行い、関係委員会を推進力として、通常部全体を通じて、各部での取組をお互いに意見交換する地道な議論の積み重ねと成果の確認作業を継続した。その結果、各部の個別的課題も意識化され、それこそがむしろ裁判の独立にも資することが体得され、蛸壺化も徐々に解消されてきたといえることができる。また、この過程で、右陪席、更には左陪席達も、部の運営に関わる経験を得て、覚醒した部総括からの感化と相まって成長し、これからの新しい裁判文化の兆しが確認されたと考えている。

なお、部総括等に自己洞察の契機を与えるものとして、外部からの意見を活用することも考えられる。東京地裁民事部では、プラクティス委員会で、弁護士意見を聴取して、民事部内に還元しているが、このようなことも広い意味での「環境整備」としても理解できるのではなかろうか。

(2) 家庭裁判所

家裁の状況をみると、原則として単独で事件処理が行われ、合議事件がほとんど活用されておらず、家事・少年のいずれの事件においても、裁判官の裁量の幅が広く、個々人がそれぞれ多種多様な事件と向き合って処理に当たっている。そのようなわけで、地裁以上に、部総括等は、担当する事件の処理にのみ専念してしまう傾向が助長される面がある。他方、家事事件、少年事件ともに、個々の事件処理にとどまらず、全体の運用をどのようにしていくかを常に意識せざるを得ず、調停委員、参与員、関係機関等との連携が必須である場面も多々あることから、その仕事自体が行政的な側面を有していて、事件処理自体から司法行政的動きが当然要請される環境にあるともいえる。

以上の二面性を踏まえて、千葉家裁においては、部総括の的確な動きを確保するための環境整備として、①司法行政関連情報の共有化、②合議の活用、③事件処理に関係する各種委員会や対外的連携場面における主導的役割の担当等を意識的に行うこととしている。具体的には、家事部、少年部の部総括と各部の幹部職員との打合せを毎週1回開催し、1か月に1回、家裁本庁全体の拡大幹部職員との打合せにも部総括の出席を求め、毎月の昼食連絡会のほか、部総括に対する情報伝達をこまめに行い、常に現状に対する問題意識を覚醒してもらえるように、課題と対応案を問い、その成果の検証を求めるよう心掛けている。また、部総括に対し、ためらわず積極的に合議を活用できるように、事件種別や態勢の検討を随時促している。そして、部総括を各種内部委員会の中心に据え、外部機関との協議会及び管内協議会の進行や取りまとめ役、調停委員研修等の講師、家裁委員会での相応の役割などを担ってもらうようにしている。

さらに、将来を見据えて、若手裁判官に対しても、部総括との役割分担を考えながら、上記と同様のことを適宜実施し、又は行ってもらっている。

2 本庁支部間の連携の現状と課題

(松山地裁)

- 1 松山地裁管内には、支部長と特例判事補2名が常駐する西条支部、支部長と特例判事補1名が常駐する宇和島支部(合議事件を取り扱う場合には、本庁から左陪席裁判官がてん補している。)、支部長(代理)のみが常駐する大洲支部と今治支部があるが、各支部の置かれた状況は、多様であり、統一的に理解することはできないように思われる。
 - (1) 支部の状況については、統計等の報告が定期的になされているが、形式的な事件報告のみに頼ってはいは多様な支部の実情を把握し得ないし、上訴記録の検閲にしても、個々の事件の処理から支部における事件処理の全体像を把握することは難しい。所長と支部の裁判官とは頻繁にやりとりができるわけではなく、執務の状況を実際に見る機会も少ないため、本庁と比較すると、支部の実情を把握し問題意識を共有するには、多くの困難を伴う。
 - (2) 本庁においては、民事、刑事の事件に関する協議会や研究会が行われており、それらにも支部の裁判官の参加を求め、本庁での取組の考え方や運用を説明し、支部との問題意識の共有を図っている。しかし、支部の裁判官は、本庁とは異なり、限定された事件を取り扱っているわけではなく、少人数で幅広く多様な事件を扱っており、周囲の裁判官と同じ担当分野について意識を共通にして意見を交換する機会にも恵まれていないであろうから、本庁での取組の趣旨を理解し、それを支部の実情に合わせて運用することは、困難を感じることもあろう。また、支部には、分野を問わず民事、刑事、家事、少年のあらゆる裁判事務に関する情報が大量かつ無作為に支部に伝達されているように思われ、そのような情報から、全国レベルでの検討の趣旨を的確に把握することが困難な場合もあろう。
- 2 このように、支部の裁判官には、本庁では経験し得ないような苦労があろうし、伝えられる情報の趣旨を理解するにも十分余裕がないであろうから、支部の置か

れた実情をよく把握し理解して、支部の裁判官が問題意識を共有した対応が可能になるような環境を整えることが必要である。そのためには、以下のような方策が考えられるように思う。

- (1) まず、支部とのコミュニケーションの拡充を図る必要がある。当松山地裁においては、支部の裁判官が、常置委員会、裁判官会議等のため本庁を訪れた際に、支部の実情を聴取し、本庁における各種の取組状況を説明することによって、支部の裁判官の理解を深めるようにしている。また、当庁では、庶務課長以上による事件等報告会、主任書記官以上による主任書記官等事務打合せを行っており、そこで、支部からも、事件処理上の問題点等について報告してもらい、支部の実情を把握するとともに、支部の幹部職員にも、庁全体で取り組むべき課題とその対応策等に関する認識を深めてもらうようにしている。
- (2) 次に、支部に送る情報の質と量に配慮し、問題意識のギャップが生じないようにする必要もあろう。情報の重要度に順番を付けるなどして、重要な情報は確実に支部の裁判官にも伝達されるようにすることも考えられる。当庁では、本庁で行われる各種会合には、必ず支部の裁判官の参加を求めており、外部との協議会等において裁判所から表明する予定の意見は、必ず支部にも送付して意見を聴取している。会合に裁判官の参加のなかった支部については、会合の結果を還元する方法をとる必要もあろう。
- (3) 支部の裁判官の心理的な壁をなくし、支部で抱えている問題や支部からの要望が円滑に本庁に伝達されるようにする必要もあるように思う。そのためには、所長が支部の裁判官らから信頼を得て、物を言いやすい雰囲気を作る必要があり、本庁での取組を伝達する際にも、やらされ感を抱かせないように配慮すべきであろう。

[Redacted text block]

てん補や回付が求められた場合，所長が，支部の置かれた実情をよく見極めて，適切に調整して解決を図る必要があるように思う。

- (4) 全国レベルで検討されている施策についても，本庁の取組をそのまま支部に当てはめるのが相当ではない場合もあり，支部の実情をよく見定めておく必要があるように思う。

[Redacted text block]

いずれにしても，支部の実情に即した方策でないと，効果は期待できないのではないかと考えている。

3 以上のとおり，支部の実情を把握し，問題意識を共有するには，きめ細かな対応が必要である。これからもこのような対応をなお一層心がけていきたい。

○ 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割

(大阪地裁)

1 日常的な情報伝達、共有について

(1) 裁判事務を適正円滑に運営し、これを支える司法行政上の措置を適時適切に講じるためには、日頃から裁判部と事務局との間で、必要な情報を相互に伝達し、共有することが不可欠である。当庁では、各部の状況は、日々の業務で必要に応じて部総括裁判官や主任書記官を通じて行われる情報伝達に加え、部総括裁判官の定例報告（3か月ごと）や主任書記官の状況報告（毎月）により事務局に伝達されている。また、裁判部及び事務局の幹部職員等が一堂に会して行う朝会（隔週）、所長、所長代行、上席裁判官も参加して民事部・刑事部ごとに行う定例報告会（毎月）など、情報交換、意見交換を行う定期的な会議やミーティングも複数設けられており、裁判部と事務局とは、このような仕組みを通じて、日常的に情報共有を図っている。

(2) しかし、ときに、社会的に注目度の高い事件や警備を要する事件などに関して、裁判部から事務局への情報伝達が不十分なため、事務局がマスコミ対応や庁舎管理等に苦慮する場合がある。一方、このような事態の発生を防ぐための事務局から裁判部への働き掛けも必ずしも十分でないことがある。

その要因として、裁判部側、特に裁判官は、個々の事件処理に関心が集中し、他への波及効やマスコミへの影響などについての意識が弱く、組織的対応の必要性という観点から、どのような情報を主任書記官や首次席書記官を通じて事務局に伝えればよいか、場合によっては、直接、所長に伝える必要があるかという判断に不慣れな場合が多いという点が挙げられる。また、そもそも部内で起きている事態を正確に把握していない場合もある。他方、事務局側も、問題が表面化するまで裁判部の動向に余り関心を持たなかったり、裁判官の独立に配慮するとして裁判部に情報提供を求めず、助言することを遠慮したりしがちである。また、裁判部の課題を正確に認識していないため、必要な情報を適時

に提供できない場合もある。

- (3) このような現状を改善するため、所長としては、平素から、裁判部、事務局の双方に対し、庁、裁判所全体の課題やその施策がどのようなものであるか、これらに関連する事項を含め、どのような情報が組織として重要であるのかなどを分かりやすく示しながら、情報の伝達と共有に対する問題意識を喚起することが必要である。

裁判部については、第一線にいる部総括裁判官に対する働き掛けが最も重要であり、部内の実情把握に関しては、定期的に主任書記官とミーティングを行って情報交換を密にするよう促したり、右陪席裁判官の単独事件の実情をよく把握するよう促したりすることが相当である。この点について、当庁では、部の機能の活性化の一環として、これまでも働き掛けを行っており、部内の実情把握を積極的に行う部総括裁判官が増えるなど一定の効果が生じている。一方、情報伝達の必要性の判断に関しては、施策等に対する理解とともにその情報からどのような事態に発展するかを思い描く想像力ないし危機の予知能力が求められ、庁、裁判所全体や社会への影響を考慮する広い視野と柔軟な発想も要求される。このような能力を涵養するため、所長が、部総括裁判官に対し、過去に問題となった事例などを紹介して意見交換を行い、その際、部総括裁判官も自らの経験を紹介し合うことが有益である。当庁では、昨年度から、所長が、部総括裁判官を小グループに分けて懇談を行い、裁判所における情報の伝達・共有や連携の必要性について意見交換をする試みを始めたが、事件処理に熱心な裁判官であっても上記の想像力や発想は不足しているように思われるので、今後も具体的な事例を踏まえて意見交換を行うなど問題意識を深める取組を継続していきたい。

事務局に対しても、裁判部から、マスコミ対応など組織的に対応すべき事項に関わる情報提供や相談を受けたときは、裁判所の課題や施策を踏まえ、裁判官の独立にも配慮しながら、事務局も関与すべき案件として、適切に助言したり、支援態勢を敷いたりして協力する必要があることを指摘するなどして、裁

判部との連携の意識を喚起することが大切である。当庁でも、折に触れてこのような指摘をしているが、事務局職員には、どうしても裁判部に遠慮する傾向があるように思われるので、なお働き掛けが必要である。

さらに、所長としては、裁判部と事務局との間に限らず、各部署内、上級庁と下級庁、本庁と支部・独立簡裁との間も含め、日常的な情報伝達の流れを把握するとともに、部総括裁判官や裁判部・事務局の幹部職員等と意見交換を重ねるなどして、常に情報が過不足なく流れ、共有されているかを確認・検討して組織的にその改善を図らなければならない。特に、庁、裁判所全体の主要な課題やその施策に関する重要な情報については、漏れなく所長のところに集まる体制を構築しておく必要がある。

当庁では、本年4月、情報の伝達・共有の実情分析や問題点の抽出、改善策の立案を目的として、裁判官と裁判部及び事務局の幹部職員等が参加する「連携プロジェクト」を立ち上げて検討を開始したが、大量の情報が多様なルートで流通しているため、全体像の把握と整理から着手せざるを得なかったというのが実情である。今後は、その検討結果を踏まえて、着実に改善を進めていきたい。

2 非常事態の見極めと所長の役割

- (1) 自然災害や危害行為、非違行為等に起因する非常事態においては、①事実関係の把握（情報の収集・分析）、②事態の見極め（評価）、③対応策の立案・選択、④対応策の実施、⑤これらの各段階での上級庁への情報提供と連携が不可欠である。このいずれの場面でも、所長の役割は重要である。
- (2) とりわけ、事実関係の把握と事態の見極めは、その後の展開を大きく左右するが、裁判部では、変則的な事態が生じても事件処理に関連するものは部内で解決しようとする傾向があるため、事務局への第一報が遅れがちである。この点について、当庁では、裁判官の会合や局次長と首次席書記官との意見交換会、管内連絡会等様々な機会を通じて、情報交換や注意喚起を行っているが、部総括裁判官や主任書記官の非常事態を見極める能力の向上を図るなど、なお改善

すべきところがある。

また、事態を的確に見極め、対応策を迅速に立案・選択するについては、豊富な実務経験と柔軟な想像力が不可欠である。所長は、リーダーシップを持って一連の作業を行うべきであるが、判断の的確性を確保するためには、事務局や裁判部の幹部職員の実務経験も取り入れながら、常に自己の判断が相当か否かを検証する必要がある。この場合、国民の裁判所に対する信頼と良質な司法サービスの提供を維持するという組織目標を明確にするとともに、過去の成功体験にとらわれないことが大切である。これらの点を考慮し、当庁では、初期対応時から、所長が所長代行、上席裁判官や事務局及び裁判部の幹部職員を会議室に招集して、事態の状況報告を受け、事実関係を確認し、30分程度その場で意見交換を行って対応策を協議し、その都度決定する方式を取り入れている。これにより、以前行っていた個別協議ないし持ち回り方式に比べ、処理速度が格段に速まっただけでなく、集合して議論することで多様な見方や意見が生まれ、対応案に幅が出てきた。協議の際、所長が結論を示すことにより幹部職員が思考停止に陥らないよう、所長は、まず幹部職員から意見を引き出し、最後に意見を述べるようにしている。協議の時間的余裕が全くない局面では、所長が速やかに決断してトップダウンで対応すべき場合も想定されるが、的確な判断のためには、できる限り情報を収集するとともに、方向を誤らないよう日頃から感覚を研ぎ澄ましておく必要がある。

また、上級庁への迅速かつ的確な情報提供や上級庁との協議も重要である。急ぐ場合には、口頭で情報提供を行い、対応案等の書面は後で提出することも行っている。

- (3) 対応策の実施段階でも、事態の見極めや対応策の選択に誤りがないか、対応策が適切に実施されているかを確認するため、所長がリーダーシップを持って指揮に当たることになる。対外的に慎重な対応を要する案件などで、裁判体が事態を過小評価して対応しようとしている場合には、事態の認識に関して、所長(上席裁判官、幹部職員)が、裁判官の独立に配慮しつつ、多様な経験に基づ

き、部総括裁判官等に直接助言することも念頭に置いている。

なお、当庁では、実施段階でも、各局面で幹部職員等を招集し、対応策がその趣旨に沿って実施されているか、その後の事情変更等により対応策を修正する必要がないかを点検しており、この作業も30分程度で終わっている。今後も、引き続きこの方法を繰り返すことにより、精度を上げていきたい。

1 日常的な情報伝達，共有について

- (1) 情報伝達についての当庁の実情は，比較的实现できていると思われる場面と，必ずしも十分ではない場面が混在している。そもそも「必要な情報が伝達されなかった」という現象は後日明らかになるとは限らないことを考慮すれば，なおさらである。結局，その情報の内容，担当した個人の能力，時期等各種の要素の組合せで，伝達の有無及びスピードが左右され，様々であるというのが実情と思われる。
- (2) 裁判部と事務局，本庁と支部等の間において，情報を伝達し，共有するためには，各部署から発信される個別の情報に加え，できるだけ多面的な情報が入手できるような多様なシステムを構築しておくこと，加えて，情報を入手するのみではなく，入手した情報を所長側から発信し，問題意識を共有化しておくことが必要である。
- (3) 前記システムは，各庁でそれぞれ工夫されているところと思うが，当庁では次のようなものがある。裁判官につき，部総括会（簡裁上席も含む），支部長からの定例報告書，常置委員会や裁判官会議の際の事務連絡や意見交換，全裁判官昼食会（簡裁も含めて，本庁所在の裁判官），判事補との昼食会等の機会がある。また職員とは，幹部連絡会が，関連する部署間の情報共有や確認の場として重要な機能を有している。その席に本庁の主任や支部の庶務課長を交代で出席させ，事務処理状況や書記官事務の整理の進捗状況等の報告をさせ，生の実情を知る機会となっている。幹部連絡会の結果は，出席しなかった管内各支部等にもメール送信している。それ以外にも，四者協議会（所長，局長，民事刑事両首席），事件報告会，支部庶務課長からの状況報告レポート等がある。
- (4) 伝達を求める情報の内容は，裁判部における統計数値等の基本情報に加えて，「司法行政上必要かつ十分なもの」となるはずである。しかし，当庁では「何かあればすぐ総務課へ一報を」を合言葉として徹底し，非常事態に繋がると思われる情報に限らず，より広範囲の各種トピックや，施策の実施状況等，多様

なものの発信を求めている。これは、現場が、発信すべきかを迷い、情報が停滞することを避ける目的と、日頃から、困りごと程度の案件でも情報発信することで、情報の流れを確保しておくことを目的としたものである。

(5) 所長としては、こうしたシステムの運用、及び情報の流れをよどませないための支援を行う必要がある。さらに、情報共有のためには、相互の信頼関係の構築が基盤として大切であるから、適正・迅速な裁判を実現するために、事務局（所長）はこれを支援するものであるという基本姿勢を徹底させ、そのことを全庁的に浸透させることも大切であろう。

(6) そこで、情報の流れの阻害要因として想定されるものを検討する。

① 情報の価値に気付かないため発信しない

担当者が情報に接しても、その価値（危険性等）に気付かなければ、情報は発信されない。問題意識が薄く気付き力が低い職員は少なからずいるし、裁判官にも、裁判の周辺事項や司法行政について関心が低く、知識が少ない者がいる（研修の機会も少ない）。

② 情報に気付いても発信しない

あえて他人の悪口を言いたくないという感情や、自分達で解決して事柄を小さく扱いたいという防衛的心理が働く。

③ 裁判官や裁判事項に対する遠慮から十分な情報が入手されない

係属中の裁判に関連する事項に対する事務局側の遠慮や、書記官が裁判官を訴訟運営等の周辺事項に巻き込むことに対する遠慮（コートマネージャーとしての書記官の役割の強調が誤解されたためか）の傾向がないだろうか。

④ 情報が発信されても、実質的には届いていない

メール等の発達で、発信する情報量が過剰となり、受け手側で、情報の軽重の判別が困難となって、その情報の持つ意味を理解することができなくなると、実質的には情報が届いていないに等しい状態になる。

(7) 対策等

所長としては、前記各要素も意識しながら対策を検討する必要があるが、地道な取組が必要と思われる。

①に対しては、各人の成長が基本であり、各種研修や、書記官事務の整理の取組等に加え、典型例を例示し考慮要素を明示したマニュアルの作成等が補助的手段となるであろう。最近提唱されている一般職の交流人事等で、司法行政的な視点を有する者が裁判部に点在するようになれば、情報発信力の強化が期待できる。また、複数の目が届く執務環境の整備も有効と思われる。さらに、裁判官については、外部経験や特殊ポストなどの経験が有益と思うが、現場で可能なこととしては、例えば秘匿情報の扱いにつき各部署と横断的に検討するなど多角的検討の経験をさせることも有益と思われる。所長としても、裁判所全体の問題意識等を機会ある度に発信することが大切である。

②及び③に対しては、倫理研修などに加え、書記官事務の整理の取組みなどを推進し、裁判官も交えて書記官事務の在り方について意見交換を行うことが大切と思う。また、事務局としては、組織として対応すべき事項が想定される場合には、たとえ裁判関連事項であってもこれを検討対象とし、必要があれば、裁判に対する干渉にならないよう注意しながら、調整等をして、非常事態を回避する措置を採る必要がある。

④に対しては、受け手側を意識して、提供する情報の量、時期、内容を工夫し、分かりやすく伝えることが大切である。特に重要な情報であればあるほど、背景の問題意識を説明し、口頭での説明を付加するなどの必要がある。

①から④に対する総合対策として、シミュレーション訓練も有効と思われる。

(8) なお、情報は、できるだけ双方向の流れを確立させることが大切である。

地裁本庁（所長）としては、他の支部や上級庁（研究会等の参加者からのものも含めて）から入手した情報等を、可能な限り裁判官と書記官の間、裁判部と事務局の間、本庁と支部の間などで共有できるような手段を採るように、意識すべきである。また、上級庁との間でも同様である。

2 非常事態の見極めと所長の役割

(1) 非常事態が発生した場合には、①事実の正確な把握、②その分析と評価、③判断、④実行などの経過で推移するものと思われるが、各場面において、所長は冷静かつ迅速に行動できるよう、強いリーダーシップを発揮する必要がある、そうした役割が期待されている。しかも、そうした情報分析等の場面において、関係職員間に正確な情報が共有されていることが必須であり、このような環境整備も大切な役割である。

(2) 非常事態かどうか、どの程度の緊急度かの見極めは難しい事例も少なくないと思われる。事務局から緊急度に応じて速やかに所長に伝達されるようにしておき、上級庁への情報提供もすみやかに実施する。緊急度が高ければ、初動時、その後と段階を踏んで情報提供する等の配慮も必要である。その上で、今後の見通し、特に社会への影響度、反応を的確に予測するなど、各種要素を検討する必要がある。なお上級庁との協議では、現場の緊急度等を正確に伝え、無用な時間がかかり関係者に不審感を抱かせるような事態を避けるように注意する必要がある。

(3) 今後の方策等

危機管理については、その見極め力、初動の動きが大変重要であるため、各職員の資質の向上を図ることが出発点である。前記1で検討したところと同様の各種準備をしておくことが大切である。所長としては、非常事態の想定、各種施策が全庁的に実施されているか等に配慮する必要があるであろう。また、前記見極めに関連して、社会情勢等も含めた社会、地域に対する最先端の感覚を磨いておくことが大切と思われる。

平成27年6月18日

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

司法制度改革に向けた構想のための議論がスタートしてから15年、関連法制の整備が完了してから10年が経過しました。裁判所の扱う様々な事件の分野に新たな制度が導入され、この間、運用上の工夫が積み重ねられてきています。民事手続においては、新たに設けられた労働審判がその利用度と成果において高い評価を得ており、目に見える形での効率的紛争解決のモデルとしての位置を築きつつあります。専門的な事件への対応強化という面においては、専門委員制度の導入などにより適正な解決が迅速に図られるようになっていきますし、設立10年を迎え、国際的な評価を高めつつある知的財産高等裁判所の活動により、知的財産に関する紛争を解決する機能は、格段にレベルアップしたと評されています。また、刑事手続においては、戦後における最大の変革といわれた裁判員裁判が導入され、国民の高い意識と誠実な姿勢に支えられて、刑事手続の標準として定着しつつあります。

このように、より身近で、頼りがいのある司法を築くことを目指して進められてきた裁判所における諸施策は、着

実な成果を挙げつつあり、この間、共に理念の実現を目指してきた裁判現場の皆さんの努力は全体として評価されて然るべきでしょう。ただ、訴訟のスピードアップにおいては、ここ数年、国民の期待どおりの動きに至らない停滞が見られることも否定できません。加えて、社会経済のさらなる変化を受けて、裁判所の判断が社会経済や国民生活に大きく影響を及ぼす事件など判断が難しい事件が増加傾向にある中で、裁判所が、その使命を十分に果たし、社会の期待に的確に答えていくためには、各裁判体において、事案の実相を捉え、事実上及び法律上の争点について多角的な分析を深めた質の高い判断を行って、幅広く納得が得られる解決を示すことができるよう、一層強い問題意識を持った取組が求められています。そして、これを支える司法行政部門においては、裁判所内の情報伝達や情報共有を有効に機能させ、組織全体として、必要な情報を共有した上で、裁判部門の実情や裁判部門が日々直面している課題を的確に把握し、その環境整備を行っていくことが必要不可欠です。各所長は、裁判部門のいわば中核を構成する「部」の裁判官と日常的にコミュニケーションをとり、実情の把握や課題の発見に努める必要がありますし、各

「部」においては、部総括が、「部」全体の実情や直面している課題を把握し、司法行政部門に伝えていくよう図っていく必要があります。本庁と支部の関係についても同様であり、支部の実情や直面する課題が、本庁を始めとする裁判所組織全体に共有され、適切な対応をとれる態勢になっているかどうか目配りを欠かしてはなりません。

各裁判部門の実情をみると、民事の分野では、近時、利害関係が錯綜する事件や対立が根深く解決が困難な事件が増え、裁判所の事実認定や法律解釈において、より説得力のある判断が求められているといえるでしょう。他方、現行民事訴訟法が施行されてから20年近くが経過する中で、より良い手続運用を目指そうとする気運が薄れてはいないか省みることも忘れてはなりません。各庁において、合議体による事件処理の充実や口頭による議論の活性化を始めとする争点中心型審理の再構築に向けた取組が進められています。その際には、利用者である国民の視点に立って、民事裁判の在るべき姿について高い問題意識を持つことがまず重要です。その上で、民事裁判の実情や課題を多角的に分析・検討し、その結果を活かして、適正迅速な紛争解決の実現という裁判本来の役割を改めて見つめ直すとともに

に、時代の趨勢を見据えた運用改善に努めていく必要があります。

家事の分野では、家族の在りようの多様化と少子高齢化の進展とが相まって、成年後見関係事件が急激に増加し、子の奪い合いを背景とする親権者変更事件や面会交流事件が増加するなど、解決困難な事件の増加をもたらしています。権利意識の高まりにより、家族間の問題であっても、手続の透明性と権利義務の明確化を求める事件が増えているとみることもできるでしょう。裁判官を始めとする家事事件を担当する職員は、このような家事事件をめぐる状況の変化を踏まえ、常に実情に即した問題意識を持ち、新しい発想と創意工夫を持って、実務の運営の改善に取り組んでいかなければなりません。今後とも、各庁において、後見監督についての運営改善や、家事事件手続法の趣旨に則った家事調停の運営改善の努力を、組織的な取組として継続発展させていくとともに、家事審判事件一般や人事訴訟事件についても、実情を適切に把握し、新たな発想による運営改善の努力をしていくことが必要です。

刑事の分野では、施行から7年目を迎えた裁判員制度の運営に係る取組について、自白事件を中心として、争点整

理のあり方について議論が進み，分かりやすい公判審理を目指した動きが広がるなど，一定の成果が認められます。しかし，争点に絞った証拠調べが十分実践できていない事例も未だ多く見られますし，公判前整理手続の長期化や否認事件における争点整理のあり方など，なお検討すべき課題も多く残されています。これらの課題に取り組んでいくためには，今一度，事案に応じた争点及び証拠の整理を経て，公判で心証が得られる証拠調べを過不足なく行うという刑事裁判本来の姿を再確認する必要があります。その上で，具体的な事案に基づく実証的な検討を重ね，その結果を実務へ還元することを繰り返していくという地道な取組を，裁判所全体で，さらには法曹三者間で，続けていかなければなりません。

裁判所が，直面する諸課題に対応し，適切にその使命を果たしていくためには，裁判官各々の力量を向上させることが極めて重要です。裁判官には，事件処理に必要な知識や能力を蓄えることはもちろんのこと，広い視野と柔軟な思考力を身に付け，様々な事象に対する洞察力を磨くよう，主体的かつ自律的に，たゆむことなく努力を続けていってほしいのですが，とりわけ組織を支える部総括等を中心に，

個々の事件処理にとどまることなく裁判所全体が抱える事件処理を巡る諸課題や組織運営に関する事項への広がりも意識しながら、職務に当たることを期待します。そのような力量を備えることを支援するため、実情をよく把握した上で、研修の充実を含む総合的な取組を続けていく必要があります。

冒頭に述べた司法制度改革は、また、社会に「法の支配」を浸透させる狙いを持った取組とも位置づけられてきました。戦後70年、変化への迅速な対応が求められる今日の社会において「法の支配」の持つ意味は小さくありません。その「法の支配」は、裁判所にとっては、日々の営為を積み重ね、国民の信頼を得ていくことにより現実となっていく理念でもあります。一人一人の職員が国民から期待されている役割を深く自覚し、直面している課題に真摯に向き合いながら、組織全体として、国民の信頼を得続けていくための努力を重ねていくことこそ、いま求められていることなのです。

各人の着実な、そして積極的な取組を期待して、私の挨拶とします。